

会 議 名	第7回双葉町復興整備協議会 特別会議	
日 時	平成31年3月26日(水) 午後1時30分～午後2時00分	
場 所	福島県本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	両竹地区太陽光発電事業	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 北市 豊和
	双葉町	産業課 課長 志賀 睦
		産業課 中部経済局支援員 嵩山 大史
		復興推進課 主幹 田中 聖也
		復興推進課 復興推進係 主査 秋元 大輔
	福島県	企画調整部土地・水調整課 主任主査 星 徳博
		企画調整部地域政策課 課長 加藤 靖宏
		農林水産部農業担い手課 主幹兼副課長 五十嵐 昌徳
土木部都市計画課 課長 服部 雅道		

#### 協議内容

#### 1. 開会（進行：双葉町復興推進課 主幹 田中）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開の有無について（公開）
- ・傍聴の注意事項
- ・議長紹介

双葉町復興整備協議会規約第7条及び第9条第1項の規定により、双葉町復興推進課田中主幹が議長となる。

#### 2. 議長あいさつ（議長：双葉町復興推進課 主幹 田中）

#### 3. 現状と課題

（説明者：産業課 課長 志賀）

それでは、議事に入ります前に双葉町の現状と課題について、双葉町から説明させていただきます。

【別紙「現状と課題」により説明】

（議長：双葉町復興推進課 主幹 田中）

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

（出席者一同）

意見質問等なし。

#### 4. 議事

(議長：双葉町復興推進課 主幹 田中)

追加・変更点は1点でございます

第4回双葉町復興整備協議会会議にて、既に農林水産大臣の同意をいただき、復興整備計画に記載してあります「両竹地区太陽光発電事業」に関する記載内容の変更についてお諮りします。

それでは、双葉町から復興整備計画変更（案）概要について説明願います。

(説明者：産業課 中部経済局支援員 嵩山)

【両竹地区太陽光発電事業に係る事項の変更等について、様式第2、土地利用構想図、復興整備事業総括図、様式第8により変更部分を中心に概要説明】

本事業について、このたび送電事業実施主体を追加することに伴い、既存工区内に第3工区を追加することについて説明。

事業主体が民間事業者であることから、復興特区法第46条第4項の規定に基づき、復興整備計画について事業主体からあらかじめ同意を得ている旨説明。

また、今回の整備計画の内容の変更については、東北農政局をはじめ各関係機関と調整済みである旨を説明。

(説明者：双葉町産業課 課長 志賀)

【様式第8により概要説明】

(議長：双葉町復興推進課 主幹 田中)

ただいまの説明について、福島復興局の北市参事官、何かご意見等ありますか。

(福島復興局 参事官 北市)

各関係機関と調整されているため、特に意見はございません。

(議長：双葉町復興推進課 主幹 田中)

その他の方、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長：双葉町復興推進課 主幹 田中)

以上で、議事を終了いたします。

復興特区法第48条第9項の規定に基づき、計画が公表されることで、計画の変更があったものとみなされます。

計画変更については、4月4日（木）に双葉町ホームページ等で公表したいと考えておりま

す。

5. 閉会（進行：双葉町復興推進課 秋元）

**【協議結果】**

○両竹地区太陽光発電事業に係る事項の変更については、異議ないものとして東日本大震災復興特別区域法第48条第9項の規定に基づき、双葉町復興整備計画の変更を公表することで、計画の変更があったものとみなす。